七里ガ浜小学校ブロック

避難所
（ミニ防災拠点）
運営マニュアル

2020年8月改訂
（新型コロウィルス感染防止対応版）

七里ガ浜小学校ブロック自主防災委員会

改訂

目次

■　避難所マニュアルとは
■　避難所　基本原則

【１】 避難所開設時の行動
①避難所を開設し、避難者を受け入れる
②運営委員会を設置する
・運営委員会構成図

【２】避難所開設後の行動
①運営委員会について
②避難者・要援護者への対応
③負傷者・遺体への対応
④ペットの飼主　行動ルール（１）（２）

【３】運営委員会　班別の役割・行動
①総務担当＝事務局
★感染防止対応時の総務担当（＝事務局）の追加対応事項

②情報広報担当＝管理情報班
③救護担当＝消化救出班・救護班・要援護者対策班
④ペット飼主対応＝ペット班

■巻末
別表①～⑧

■　避難所　運営マニュアルとは

・避難所運営マニュアルとは、避難所が
　開設された際、
　拠点運営を行うためのマニュアルです。

・もしもの時は、被災者である私達自身が
　避難所の運営スタッフになります。

よって、4ブロックの自治会・町内会全員に理解を
していただく必要があります。

・避難所で生活する際の心得なども
　書いてありますので必ず、ご一読ください。

**震災時、七里ガ浜小学校に避難した人が
避難所の運営を行い、被災者を
受け入れます。**

**このマニュアルは4町内全員が
理解しておく必要があります。**

改訂

■ 避難所　基本原則

（1）避難所は、震災で家が倒壊・焼失・流失した場合の
避難生活の施設で、 地域の人々の安全を確保し、
生活再建を始めるための地域の拠点として機能する。

（2）避難所は、地域のライフラインの復旧及び被災者の一定の生活が
出来るまでを 目処として設置し、復旧後は速やかに閉鎖する。

（3）避難者への最低限の生活支援は公平に行う。
「災害時要援護支援者」とされる人々の生活支援や特別な
ニーズについては、個別に対応する。
なお、ここでいう災害時要援護者とは
「障害者、高齢者、乳幼児等、妊婦、けが・病気 の療養者」をいう。

「災害時要援護者」は、自力で避難することが困難なケース
が多いことから、優先的かつ効率的に救助することが重要となる。
そのため、各自治会・町内会で、日常的にその所在を確認し
運営委員会にその情報を提供できるようにする。

＊生活支援内容
① 生活場所の提供
② 水・食料及び物資の提供
③ トイレなどの衛生的環境の提供
④ 生活情報及び再建情報の提供

（4）男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

（5）避難所では、避難者による自主運営を中心に生活の自立を原則とする。

（6）避難所では、プライバシー保護に努める

（7）遺体の受け入れは、原則として行わない。
（遺体収容場所は、鎌倉体育館、大船体育館である。）

（8）ペットの避難については、新設した項目を参考に遵守する。

（9）感染防止対応が必要な際は、特別な対応措置を講じる。

【１】

避難所開設時の行動

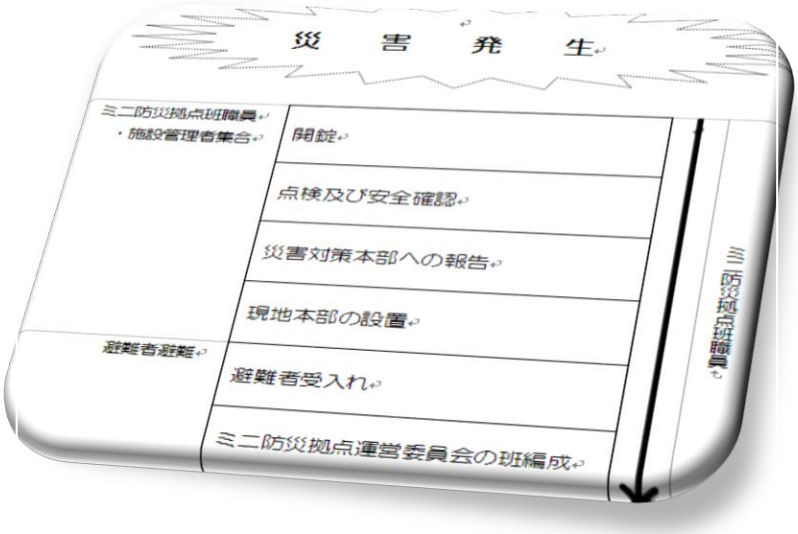
災　害　発　生
ミニ防災拠点班職員
・施設管理者集合
開錠
点検及び安全確認
災害対策本部への報告
現地本部の設置
避難者避難
避難者受入れ
ミニ防災拠点運営委員会の班編成
ミニ防災拠点班職員

①避難所を開設し、避難者を受け入れる

＜事前対策＞

（１）鍵の保管

拠点管理者（学校長）は、自主防災運営委員長及びミニ防災拠点班担当の市の職員と事前に鍵の保管・管理方法について協議し、決定しておく。また鍵が保有する者の到着が困難な場合を想定し、破壊箇所の協議も行う。

（２）鍵の保管者リストは、下記「鍵の保管者リスト」により作成しておく。

鍵の保管者リスト（事前対策）

〔避難施設名〕

NO	所　属	氏　名	住　所	TEL	備　考
1	七里ガ浜小学校　職員室				
2	鎌倉市職員　（責任者・補助者）				
3	鎌倉市　安全部総合防災課				

＜開設時の行動＞

（１）開錠

鍵保管者により、拠点の開錠を行う。

（２）施設の点検及び安全確認

拠点管理者（学校長）とミニ防災拠点班職員（市職員）は、拠点となる学校施設について「別表①：拠点開設時チェックリスト」を用いて、安全確認を行う。

（危険と判断した場合は立入禁止等の措置を講じ、鎌倉市災害対策本部の指示を受けたうえで他の避難所へ避難者を誘導する。）

（３）ミニ防災拠点班職員（＝市職員）は、鎌倉市災害対策本部にミニ防災拠点（＝鎌倉市における現地本部）を設置した旨を報告する。

（４）避難者を受け入れる。

②運営委員会を設置する

改訂

避難所（＝鎌倉市災害対策本部における現地本部、ミニ防災拠点）
が開設され次第、拠点を運営するための
「避難所運営委員会」を速やかに設置する。

（1）運営委員会の構成

①委員長
基本的は4ブロック自主防災委員会　会長とする。
会長不在の場合は、4ブロック自主防災委員会若しくは
自治会役員・町内会役員 から選出する。

②施設管理者
拠点が設置された学校の学校長とする。
学校長不在の場合は、総務班リーダーが兼務する。

③ミニ防災拠点班職員
災害時にミニ防災拠点に参集するよう鎌倉市より
指名されている市職員 。

（2）ミニ防災拠点　運営委員会の組織編成

ミニ防災拠点運営委員会の組織編成は、

・委員長（自主防災委員会から選出）＜1名＞
・副委員長（各自治・町内会長）
・施設管理者（基本は学校長、不在時は総務班長）＜1名＞
・専門班（避難者から選出）＜各班10名程度＞
（総務担当・情報広報担当・救護担当・食糧物資担当）
・ペット班を新設し、3名程度が担当する。
・新型ウィルス感染防止対応時は「受付・誘導班」（4名程度）を設置する。
・ミニ防災拠点班職員（＝市職員）＜3名＞

とし、「別表②：ミニ防災拠点運営委員会名簿」を作成する。

改訂

＜運営委員会：構成図＞

＊　鎌倉市災害対策本部　＊

ミニ防災拠点班職員
（鎌倉市職員）

委員長　1名

副委員長

施設管理者　1名
（学校長）
＊不在時は事務局長が兼務

- **総務担当**
  （自主防災委員会上の呼称は事務局）
- **情報広報担当**
  （自主防災委員会上の呼称は管理情報班）
- **救護担当**
  （自主防災委員会上の呼称は消火救出班・救護班
  避難誘導班・要援護者対策班）
- **食糧物資担当**
  （自主防災委員会上の呼称は給食給水物資班）
- **ペット担当班**
- （感染防止対応時）
  総務担当内に受付・誘導担当を設置

【2】

避難所開設後の運営

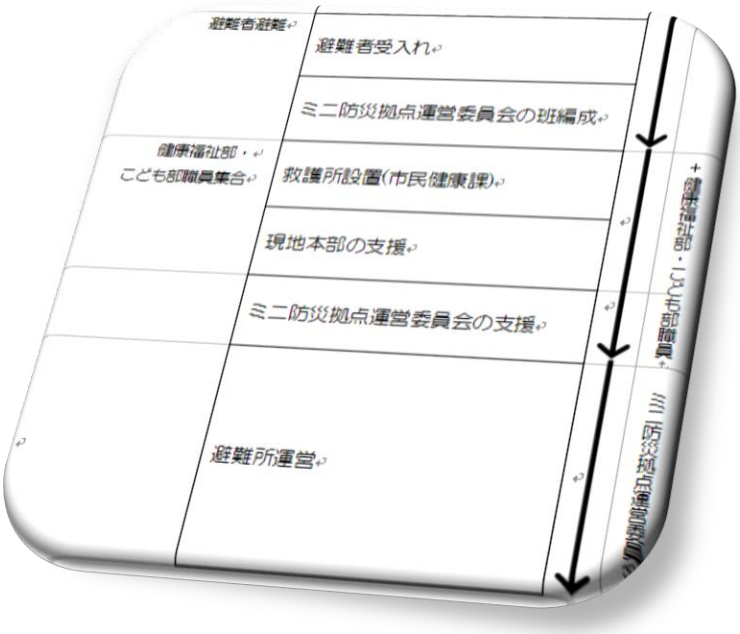
避難者避難
避難者受入れ
ミニ防災拠点運営委員会の班編成
健康福祉部・こども部職員集合
救護所設置(市民健康課)
現地本部の支援
ミニ防災拠点運営委員会の支援
避難所運営
健康福祉部・こども部職員
ミニ防災拠点運営委員会

①運営委員会について

改訂

＜運営委員会について＞

１)避難所運営委員会の班編成は、前述の総務班・情報広報班・救護班
食糧物資班・ペット班の５班で構成する。なお、感染防止対応が
必要な場合、総務班に受付・誘導担当を追加する。

２)避難者は、災害時要援護者・疾病を持つ者などを除き、
必ず何れかの班に所属する。
なお、班編成は、避難者の居住地・年齢・性別等により、市職員主導のもと行う。

３)市職員、自主防災組織、地域の各種団体、ボランティア等は、各班を統括する。

４)各班は、それぞれ、別表２の人数の主務者を選出し、班長・副班長を選出する。
主務者は、必要に応じローテーションする。

５)各班の主務者は、毎日定時に打ち合わせを行い、情報伝達・避難所運営に
関する事項の調整を行う。

６)主務者以外の班員は、必要に応じ、主務者をサポートする。

＜運営委員会の主な役割＞

１） 災害対策本部との連絡調整
２） 避難所生活における基本的なルール作りの支援
（食事、清掃、トイレ、ごみ等）
３） 避難者、避難世帯、食糧数など、災害対策本部への報告（定時連絡）
４） 必要物資に関する災害対策本部への連絡
５） 物資食糧の受け取り、管理、配布
６） 避難者への情報伝達
７）トラブルの防止と対応
８） 呼び出し、問い合わせへの対応
９） その他、庶務全般
10)避難所におけるペット飼い主への対応
11)感染防止対応が必要な場合の措置

②避難者・要援護者への対応

改訂

＜避難者対応の原則＞

・男女のニーズの違いに十分配慮し、対応する。

・プライバシーの保護に努める。

・多くのスペースに分散させないなど、施設の有効利用に努める。

（但し、感染防止対応が必要な場合は、密状態の回避や感染対応スペース確保の必要性があるためこの限りではない。）

・収容予定人数を超過した場合は、余裕のある他の避難所へ依頼するか、施設管理者と協議し当該避難所のどこかに受入れる。

・可能な限り、地震発生後直ちに避難所周辺の安全の確認をするとともに、危険箇所にはロープを張るなどの措置を行うほか、状況により誘導員を配置し、避難者の安全に努める。

・夜間においては、照明器具等を携行するなどして事故防止を図る。

＜要援護者の対応＞

・高齢者、病弱者、障害者、乳幼児を抱えた世帯などの要援護者には、可能な限り専用の部屋を確保し、受入れる。

・車椅子使用者、視覚障害者などには、生活に必要な設備が配慮された場所を確保し、受入れる。

・世帯で介護できない高齢者・障害者は、災害対策本部と調整を行ったうえ、二次的避難所（社会福祉施設）に収容する

③負傷者・遺体への対応

＜傷病者の対応＞

①救護所が設置されている避難所

救護所スタッフに連絡し、対応を委ねる。

（→原則として救護所スタッフが傷病者の対応にあたる）

②救護所が設置されていない避難所

一時的な救護スペース（学校保健室等）をあらかじめ確保しておく。

軽傷の場合は、備蓄倉庫にある薬品等を使用し、処置を行う。

傷病の程度が軽度ではなく対応が困難と思われる場合は、

医療救護本部（市民健康班）に連絡し、指示を仰ぐ。

明らかに重傷・重病人で、緊急対応の必要がある場合は、救急車を

要請するとともに、医療救護本部（市民健康班）に連絡する。

ただし、震災当日などで救急車による搬送が難しいときは、

避難者等の協力を得るなど避難所で工夫して対応する。

＜遺体について＞

遺体の収容場所は、鎌倉体育館、大船体育館である。

一時収容が必要な場合は、施設管理者と協議する。

一時収容したときは、遺体収容担当者の到着までに、

死亡者の氏名、年令、性別、住所、遺族の連絡先及び搬送者の

氏名、搬送時刻、遺体のあった場所等のメモを遺体の上に置く。

④ペットの飼主　行動ルール（1）

＜避難所における飼主の行動ルール＞

◎避難訓練でのチェックポイント

- 避難所までの所要時間
- ガラスの破損や看板落下などの危険な場所
- 通行できないときの迂回路
- 避難所でのペットの反応や行動
- 避難所での動物が苦手な人への配慮
- 避難所での飼育環境の確認

◎同行避難する際の準備の例

犬の場合

- リードを付け、首輪が緩んでいないか確認する。
- 小型犬はリードをつけた上で、キャリーバッグやケージに入れるのもよい。

猫の場合

- キャリーバッグやケージに入れる。
- キャリーバッグなどの扉が開いて逸走しないようにガムテープなどで固定するとよい。

④ペットの飼主　行動ルール（2）

避難所・仮設住宅におけるペットの飼育マナーと健康管理

避難所・仮設住宅では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もいることを認識しなければならない。これまでの災害では、ペットがいることによってつらい避難生活の中での心の安らぎや支えとなったという声がある一方、咬傷事故や鳴き声への苦情、体毛や糞尿処理など衛生面でトラブルになることもある。

避難所や仮設住宅では、ペットの飼育管理は飼い主の責任で行う。衛生的な管理を行うとともに、飼い主同士等で周りの人に配慮したルールを作ることも必要である。

また、ペットは、ストレスから体調を崩したり、病気が発生しやすくなるため、飼い主はペットの体調に気を配り、不安を取り除くように努める。

避難所では、周りの人への配慮が必要

【3】

運営委員会
班別の役割・行動

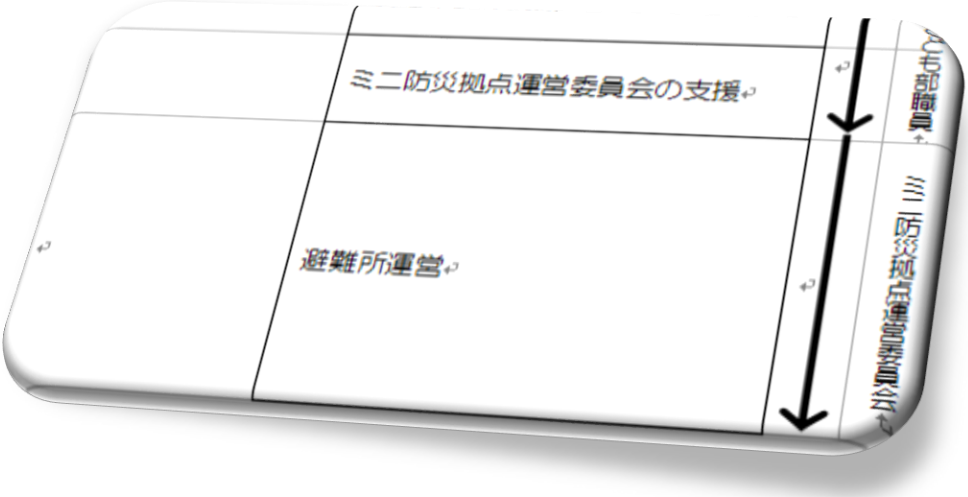

①総務担当＝事務局

（１）避難所の安全確保
応急的に避難所開設時チェックリスト（別表①前述）により安全を確認する。

（２）防災資機材や備蓄品の確保
救出、救護に必要な資機材を点検し、操作方法等について確認する。

（３）避難所のレイアウトの設定

・被害状況、避難状況に見あった避難所のレイアウトを早期に設定し、
円滑な避難所運営に努める。

・原則として下記のようなに暫定的なレイアウトを尊重するが、
先着者が特に優位にならないよう配慮する。

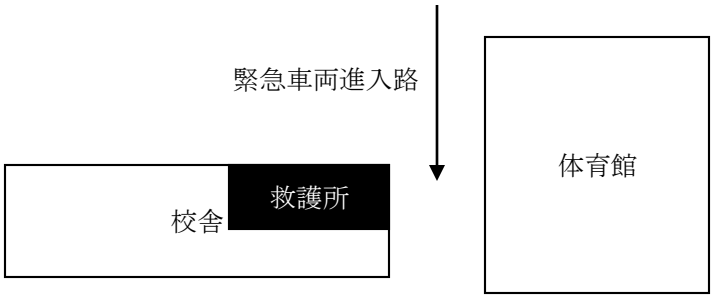

・避難所での集団生活により、疲労やストレスがたまり、健康を害したり、
避難者同士がトラブル　を起こすなど、避難生活の長期化に備え
パーテーションの設置などプライバシーの保護対策をとる。

・避難所内に更衣室や授乳室、ペット避難場所などを配置する。

（４）避難所内の整理・整頓・清掃のルール化

・避難住民の理解を得ながら秩序の維持に努める。また、必要に応じ、
避難者のうちから保安要員を選出し、避難所内のパトロールを行う。

・汚物の処理方法（バケツに水を汲んでトイレに入る。ビニール袋を使用した
処理など）や断水に伴う建物内のトイレ使用禁止など、
トイレの利用に関するルールを定める。

・ごみは、事前に集積場所を指定し、可燃物、不燃物、生ごみなどに分別し集積する。

（５）授業の早期再開

学校本来の教育活動に配慮し、早期の授業再開に協力する。

感染防止対応時の総務担当(＝事務局)の追加対応事項①

改訂

■感染防止の観点から、特別レイアウト設定を行う。

【避難所（体育館）のレイアウト（例）】

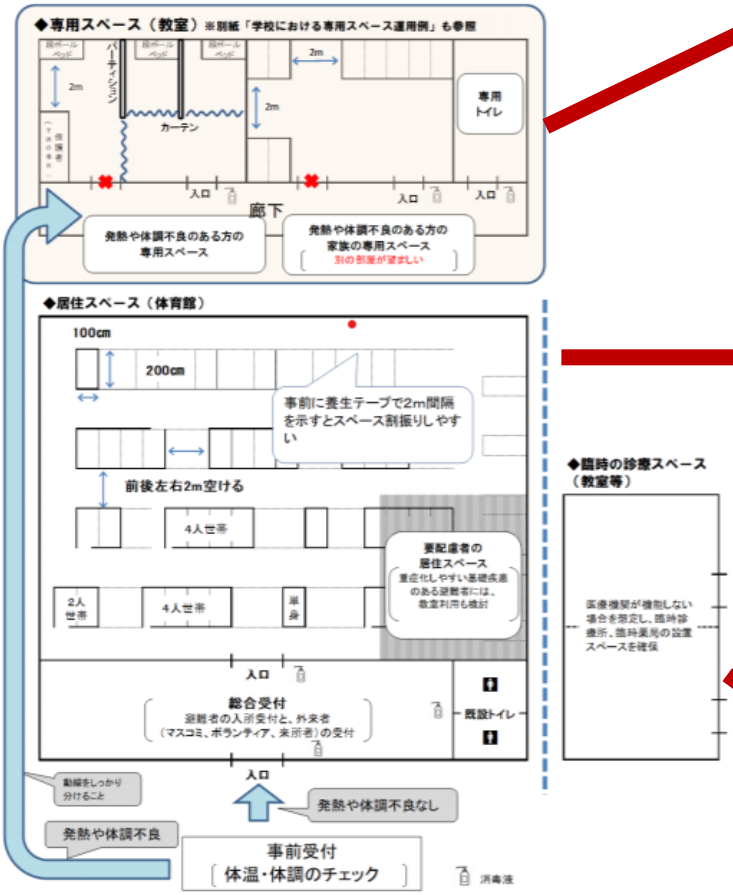

発熱・体調不良者用専用スペースの設置（教室棟）

＊神奈川県ガイドライン③参照

滞在スペースのソーシャルディスタンス維持（体育館）

＊神奈川県ガイドライン②参照

臨時診療スペースの確保（教室棟）

体調確認を行う事前受付の設置（体育館手前）

＊神奈川県ガイドライン④参照

感染防止対応時の総務担当(＝事務局)の追加対応事項②

改訂

■避難者に対し、事前受付時で
「健康状態チェックシート」(下記:参照)への記載を求め、
体調不良者を専用スペースへ誘導する。 (資料⑧にも添付)

健康状態チェックカード（例）

当日の体調を記入し、受付に渡してください。

氏名

◆体調について

・発熱はありますか	はい・いいえ
・息苦しさがありますか	はい・いいえ
・味や匂いを感じられない状態ですか	はい・いいえ
・咳やたんがありますか	はい・いいえ
・全身倦怠感がありますか	はい・いいえ
・嘔吐や吐き気がありますか	はい・いいえ
・下痢が続いていますか	はい・いいえ

◆肺炎球菌ワクチンの接種について

・肺炎球菌のワクチンを接種していますか	はい・いいえ・不明

（参考：全体レイアウト）
神奈川県ガイドライン①

改訂

5 避難所全体のレイアウト

開設時

- 入所受付や物資支給コーナーを設置する。―【資料4・5】
- ゾーニングにより、症状の出た避難者または出るおそれのある避難者を隔離できる専用のスペースを整備するとともに、専用の階段及び専用のトイレを確保することが望ましい。
- 手指衛生を徹底するため、手洗い場を整備し、各所に消毒用アルコールを配置する。

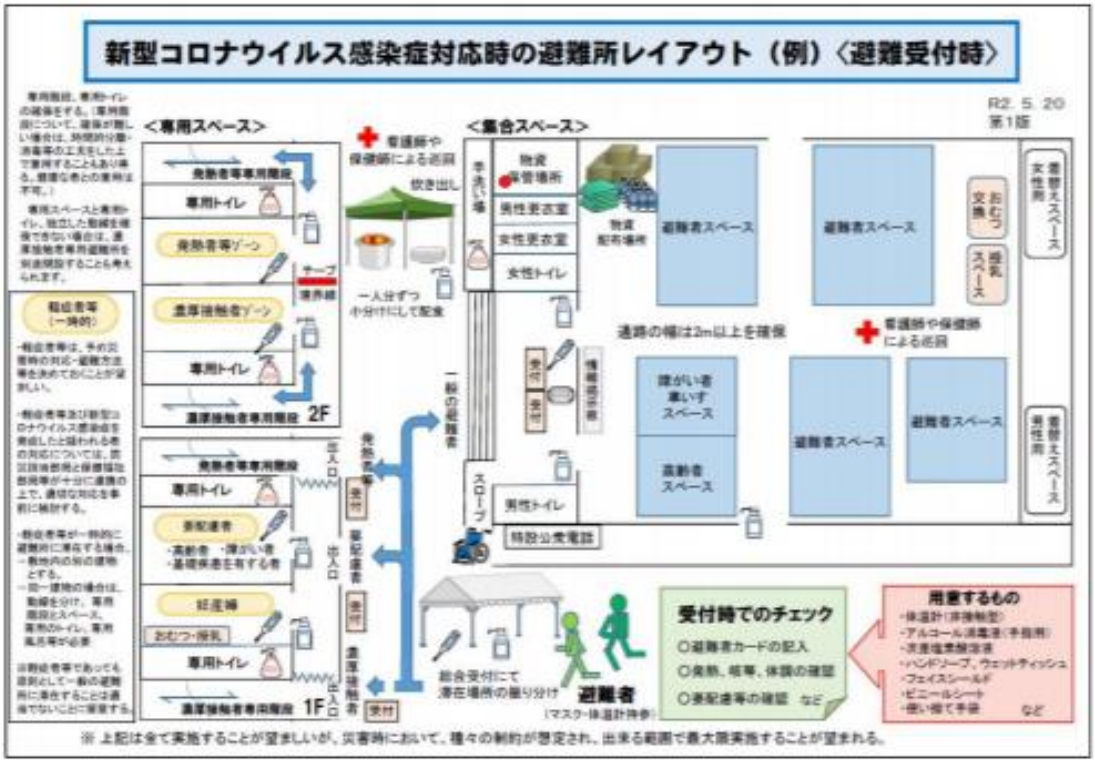

（参考：全体レイアウト）
岐阜県ガイドライン

改訂

学校における専用スペース運用（例）

① 発熱や体調不良のある方の専用スペースは、別棟が望ましい。

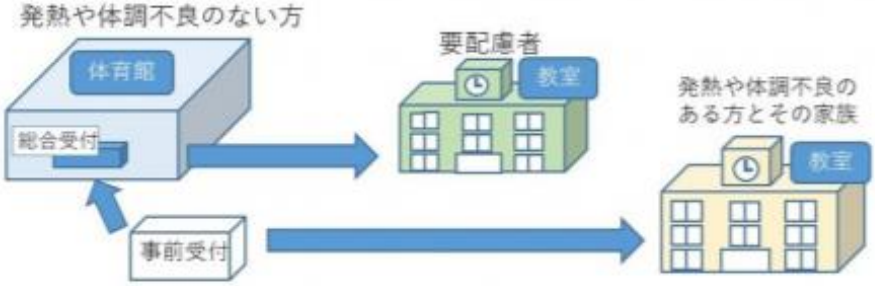

② 別棟にできない場合、発熱や体調不良のある方とその家族は、１階の奥まった場所に誘導。

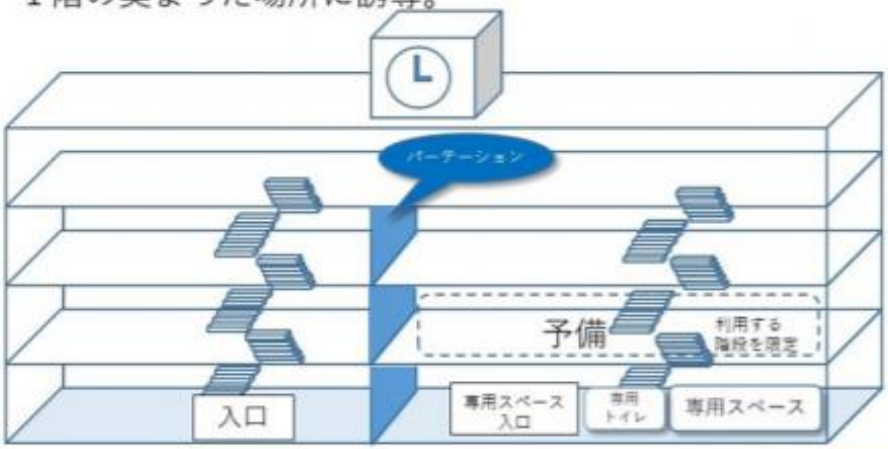

留意点
・専用スペースは医療機関へ搬送するまでの一時的な場所
・発熱や体調不良のある方の専用スペースを設置し、ない方の居住スペース(トイレや洗面所、動線等も含む)と完全分離
・発熱や体調不良のある方の看護は、限られた方で実施
・使用済みマスク等の専用スペース内のゴミは、密閉して廃棄

（参考：滞在スペース　レイアウト）神奈川県ガイドライン②

改訂

6　健康な者の滞在スペースのレイアウト

開設時

- 一般の避難者同士の距離は、できるだけ2m以上（最低1m）開けることが望ましい。
- 間仕切り用パーティションなどにより避難者の滞在スペースを区切り、床面より35cm 程度以上の高さがある段ボールベッドを設置するなど飛沫感染防止に努める。

■ 開設時に間仕切り用パーティショなどの展開が間に合わない場合は、養生テープなどにより滞在スペースを区切り、避難者同士の密接を防止する。

■ 世帯単位で区画を区切る。区画の広さは世帯人数に応じて調整する。

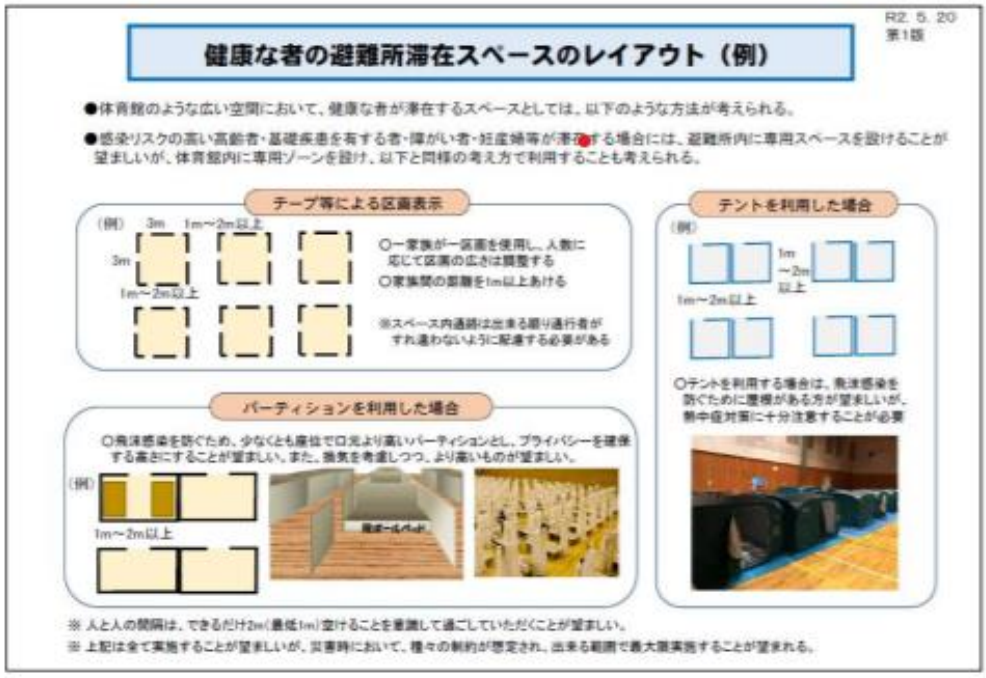

（参考：体調不良者専用スペース　レイアウト）
神奈川県ガイドライン③

改訂

7　専用スペースのレイアウト

開設時

- 専用スペースは可能な限り個室にするとともに、それぞれ専用の階段及び専用のトイレを確保することが望ましい。
- 利用方法等については、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図る必要がある。

※ ゾーニングについて

・新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、望ましくない。

・やむを得ず同室にする場合は、間仕切り用パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。

・濃厚接触者は、発熱・咳等のある者より優先して個室管理する

※ 新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。やむを得ず、軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、敷地内の別の建物とする。同一建物に滞在せざるえない場合は、動線を分け、専用階段と専用スペース、専用トイレ及び専用風呂等が必要である。

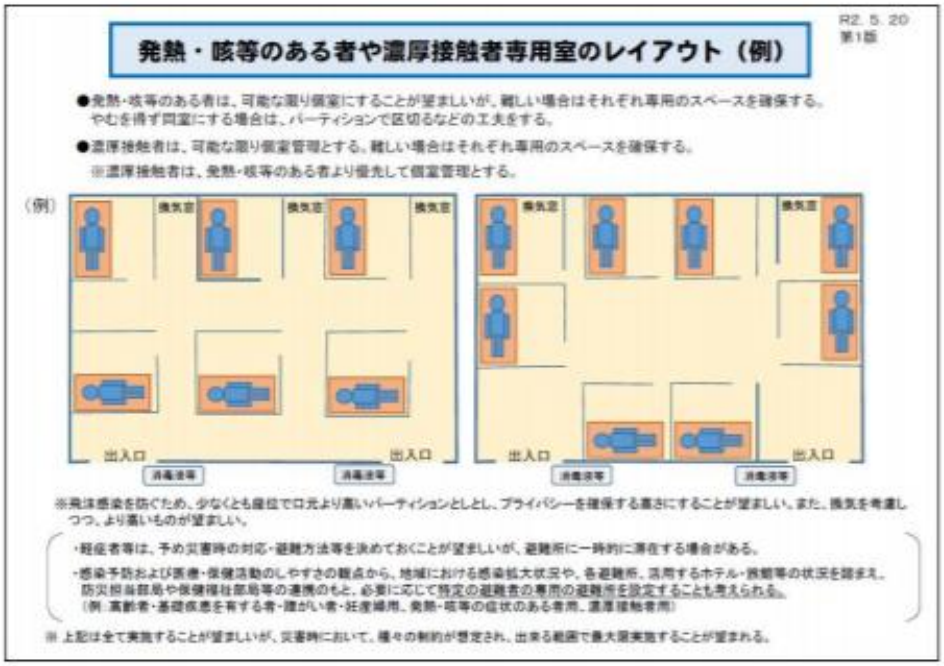

（参考：事前受付　レイアウト）
神奈川県ガイドライン④

改訂

事前受付のレイアウト（例）

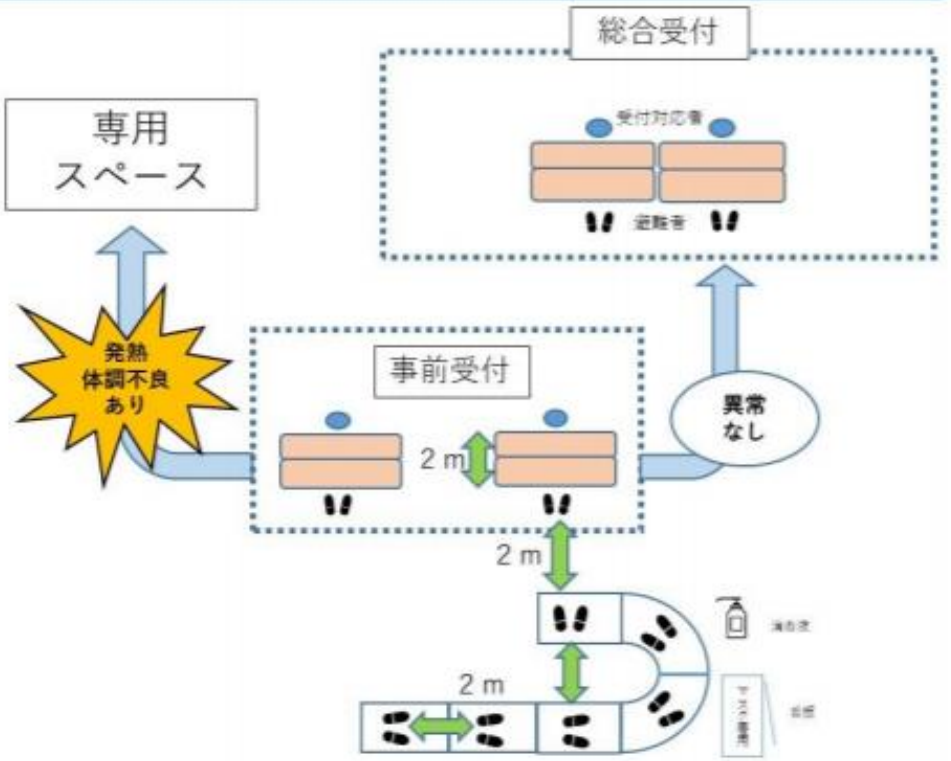

事前受付で行うこと
【発熱や体調の確認（問診）】
□体温計による体温の確認 □息苦しさがあるか □味覚・嗅覚障害があるか（味や匂いを感じられない） □咳やたんがひどくなっているか □全身倦怠感があるか（起きているのがつらくないか） □嘔吐や吐き気が続いているか □下痢が続いているか（１日３回以上の下痢）
【発熱や体調不良がない場合】
□総合受付の場所を示し誘導
【発熱や体調不良がある場合】
□専用スペースの場所を示し誘導 □災害対策本部と連携し、速やかに医療機関へ

②情報広報担当＝管理情報班

改訂

（１）地域の被害状況や安否情報の把握

・各自治、町内会ごとに避難してきた住民に避難者カード（別表③）への記入を求め
避難者の状況把握を行う。
（その際、退所時にも記入するよう促す）

・各自治会、町内会などの自主防災組織及び避難者から地域の被害状況を収集する。

・感染症発生時は、特別設置された「事前受付」で記載された
「健康状態チェックシート」を総務班（受付・誘導班）から受け取り
避難者における体調不良者の把握を行う。

（２）避難生活に必要な情報の提供

・各班や学校、災害対策本部等の関係機関と連携をとり、情報の一元化を図る。

・避難者に対し、掲示板等により情報を提供する。

・視覚障害者には点字による掲示や、トイレなどへの案内用ロープの設置等工夫する。

・外国人には英語などでの併記や通訳ボランティアの活用等、伝達方法に配慮する。

（３）地域の状況に応じた広報の実施

・各自治会、町内会などの自主防災組織と連携を取りながら、適切な避難誘導や混乱防止を
図るため、必要　に応じて地域住民へ広報活動を行う。

・避難所の備蓄倉庫にある自転車等を活用して情報を収集・伝達を行う。

（４）ボランティアの対応

・ボランティアの応援必要人数を調整し、災害対策本部へ派遣要請する。

・派遣されたボランティアは、避難所ボランティア受付表（別表④）に記載のうえ受入れる。

・業務内容を指示する。

（参考）新型コロナウィルス感染防止に向けた避難所啓蒙ちらし

改訂

新型コロナウイルス

感染症対策

へのご協力をお願いします！

ほかの人にうつさないために

・隣の人とは、２メートル以上離れて過ごしましょう

・常にマスクを着用しましょう

・ドアノブ等の共有部分に触れた後は、手洗い、消毒を徹底しましょう

・毎日、体温・体調チェックをしましょう

- ➢ 朝、昼、夕３回実施
- ➢ 発熱や体調が良くないときは、衛生班へ報告してください

・居住スペース以外で食事をとらないようにしましょう

避難所運営上の協力のお願い

・定期的に換気しましょう

- ➢ 30 分に１回以上、数分間、窓を全開

・ドアノブ等の共有部分の消毒、トイレの清掃は毎日、こまめに実施しましょう

- ➢ 共有部分は、家庭用塩素系漂白剤で拭いた後に水拭き

・物品や食事の提供時は、手渡しを避けましょう

・ごみは各家族で、ごみ袋の口を縛って捨てましょう

③救護担当
＝消火救出班・救護班・要援護者対策班

（１）消火救出と要援護者支援

・各自治会・町内会から提出された要援護者支援情報などをもとに
できる限り優先的、効率的に消火および救出支援を行う。

（２）救護所との連携

・手当てが必要な傷病者を救護所スタッフに連絡し、対応を委ねる。

・対応を委ねた傷病者は、避難者カード（別表④　前述）に記載する。
（絆創膏の配布など、軽度な措置は省略）

（３）応急救護所の設置

・避難者が軽度な負傷、疾病にかかった場合に備え、応救護所のほかに簡易な手当てができる部屋、器具等を整備しておく必要がある。

・手当てをした傷病者は、避難者カード（別表③　前述）の特記事項欄に記入するとともに、傷病者リスト（別表⑤）に記載する。
（絆創膏の配布など、軽度な措置は省略）

（４）健康管理の指導

・うがい、手洗いの敢行を周知する。

・保健師は高齢者等の体調の変化に留意する。

（５）メンタルヘルスへの対応

保健医療体制の枠組みの中で行う必要性があり、保健福祉事務所などと連携して対応する。

（６）ボランティアの協力体制

負傷者、病人への応急手当などは、看護師などの資格を有するボランティアの協力体制をつくり対応する。

④食糧物資担当＝給食給水物資班

（１）物資の管理、配布

・備蓄倉庫の物資、災害対策本部から搬送された物資などの管理、配布を
　避難所物品　受払簿（別表⑥）により行う

・救援物資の受け渡しには、相当数の人員確保が必要になるため、
　避難者やボランティアの協力を得る。

（２）食糧供給要請

避難者数、世帯数、食糧数を把握し災害対策本部へ報告する。

（３）生活用水の確保

市内４箇所にある循環型貯水槽、各配水池、学校のプール等から飲料・生活用水を確保する。
（七小　防災倉庫に設置の、「七里ガ浜小学校水の汲み取りマニュアル」参照）

（４）調理施設の有効利用

状況に応じて、災害対策本部と調整の上、学校の調理施設の有効利用を図る。

感染防止対応時の
食糧・物資支給における留意事項

改訂

物品支給のレイアウト（例）

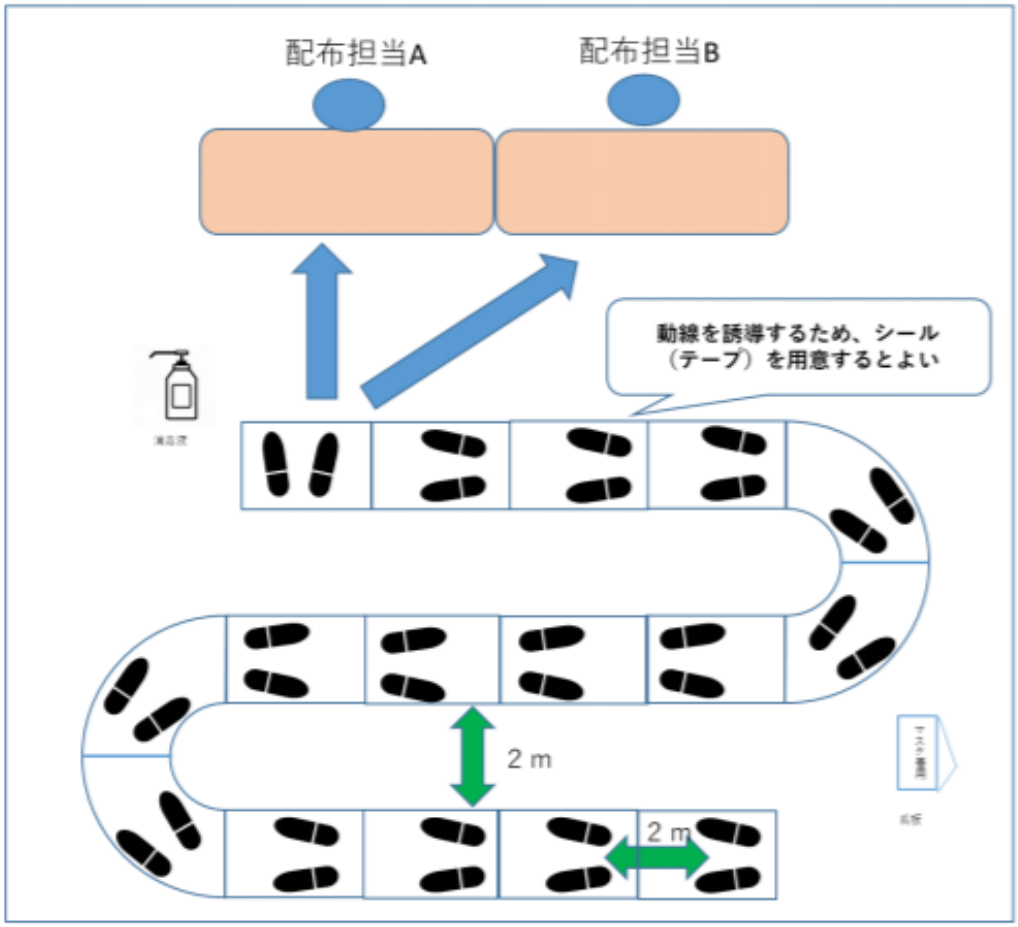

配布担当が行うこと
□手渡しを避けて配給（机に置き、受け取ってもらう等の工夫）
□配給前後に机などを消毒
□マスク、手袋、エプロン等の着用
□エリア毎に案内を行うなど工夫し、密集することを緩和

⑤ペット飼主担当＝ペット班

避難所の形態、ペット 同行避難者及びペットの数、季節・ 気候等を考慮して、避難所（避難所 敷地内）におけるペットの飼育スペー スや飼育方法を決定する。

飼育スペースの決定に当たっては、 ペットを飼育していない避難者との 動線が交わらないよう配慮すること したトラブルが発生しないよう配慮。（基本は校庭・校舎とする）

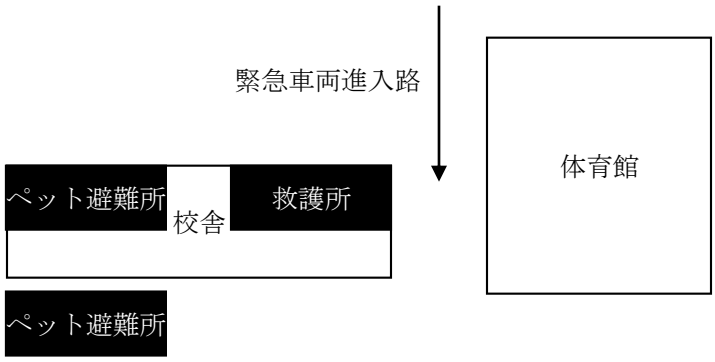

また、ペット避難時は、飼主が適正な飼育に努めるこ とが重要であり、避難所の管理者等 や現地動物救護本部等は、その適正飼育を支援する。
犬は集団になると連鎖して 吠える習性を持つが、その状況下に限らず、犬と猫等の動物がひと所で生活することは、ストレスを増大さ せてしまう原因となるため、可能な 限り、犬と猫等の動物は区分して飼 育できることが望ましい。

①ペットと一緒に避難した必要な場合は、次により対応する。

（ア） 大型犬などの場合

ロープなどでペットの避難場所をグランド等の適当な場所に確保し保護する。

（イ） 小型犬、猫などの場合

一般の避難者とは別の部屋（教室などの個室）に飼い主とともに避難させる。

この場合、専用の籠などに収容させることを義務づける。

②飼い主に、避難所ペット登録台帳（別表⑦）に記入してもらう。

別表①　避難所開設チェックリスト

避　難　所　名	七里ガ浜小学校			
チェック日時	平成　　年　　月　　日　午前･午後　　時　　分			
チェック者名				

施　設　名	区　分	評　価			主な確認事項	備　考
		○	△	×		
校舎・体育館	躯体				亀裂の有無 壁の崩落 歪みの有無	
	床					
	天井					
	窓枠					
	出入り口					
	窓ガラス				破損・飛散の有無	
階　段	防火扉				閉鎖の有無	
	非常階段				破損･崩落の有無	
教　室	備品調度品等				転倒・移動の有無	
	窓ガラス				破損・飛散の有無	
手洗い場	水道使用				断水の有無	
トイレ	水洗、扉等				断水、破損の有無	
避難所として使用する特殊教室等	備品調度品等				転倒・移動の有無	
	窓ガラス				破損・飛散の有無	
校　庭	体育･遊具施設				転倒・破損の有無	
	グランド				亀裂・陥没の有無	
電気系統全般	使用状況				停電、利用の有無	

別表②　避難所運営委員会名簿

改訂

避　難　所　名	七里ガ浜小学校

区　分			氏　名	所属（住所）	電話番号	備　考
三防災拠点班職員	責任者					
	補助者					
	補助者					
自主防災組織代表						
施設管理者						
避難者	総務班 10人程度	班長				
		副班長				
	情報広報班 8人程度	班長				
		副班長				
	救護班 2(6)人程度	班長				
		副班長				
	食糧物資班 10人程度	班長				
		副班長				

ペット班（3名程度）	

総務班内／受付・誘導担当（4名程度）	

別表③　避難者カード

改訂

避　難　所　名	七里ガ浜小学校
最初に入所した日時	平成　　年　　月　　日　午前･午後　　時　　分

住　　所							
電　話　番　号							
氏　　名		続柄	性別	年齢	入所日時	退所日時	備考
世帯主又は代表者					月　日 午前･午後　時　分	月　日 午前･午後　時　分	
一緒に避難した人					月　日 午前･午後　時　分	月　日 午前･午後　時　分	
					月　日 午前･午後　時　分	月　日 午前･午後　時　分	
					月　日 午前･午後　時　分	月　日 午前･午後　時　分	
					月　日 午前･午後　時　分	月　日 午前･午後　時　分	
					月　日 午前･午後　時　分	月　日 午前･午後　時　分	

特記事項（傷病者等）

要援護者がいる場合、詳細記載
ペットがいる場合、詳細記載
感染防止の観点から持病･疾病がある場合は詳細記載

別表④　ボランティア受付表

避　難　所　名	七里ガ浜小学校
受　付　日　時	平成　　年　　月　　日　午前･午後　　時　　分

氏　名　・　性　別	ふりがな 男・女	
生年月日・年齢	大正・昭和・平成　　年　　月　　日　　歳	
住所・電話番号	TEL　　（　　）	
活動可能期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日	
資格・特殊技能等		
ボランティア経験の有無	有　・　無	
（経験「有」の場合） 活動内容・期間		年　月　日～　年　月　日
		年　月　日～　年　月　日
		年　月　日～　年　月　日
		年　月　日～　年　月　日
		年　月　日～　年　月　日

別表⑤　負傷者リスト

避　難　所　名	七里ガ浜小学校

No.	氏名	住所	電話番号
	内容		措置日時 月　日 午前・午後　時　分
	備考（避難受付No.）		搬送日時 月　日 午前・午後　時　分
No.	氏名	住所	電話番号
	内容		措置日時 月　日 午前・午後　時　分
	備考		搬送日時 月　日 午前・午後　時　分
No.	氏名	住所	電話番号
	内容		措置日時 月　日 午前・午後　時　分
	備考		搬送日時 月　日 午前・午後　時　分
No.	氏名	住所	電話番号
	内容		措置日時 月　日 午前・午後　時　分
	備考		搬送日時 月　日 午前・午後　時　分

別表⑥　避難所物品受付簿

避　難　所　名	七里ガ浜小学校

品　　名	受　　入		在庫確認		備考
	日　時	数量	日　時	残数	
	月　日 午前･午後　時　分		月　日 午前･午後　時　分		
	月　日 午前･午後　時　分		月　日 午前･午後　時　分		
	月　日 午前･午後　時　分		月　日 午前･午後　時　分		
	月　日 午前･午後　時　分		月　日 午前･午後　時　分		
	月　日 午前･午後　時　分		月　日 午前･午後　時　分		
	月　日 午前･午後　時　分		月　日 午前･午後　時　分		
	月　日 午前･午後　時　分		月　日 午前･午後　時　分		
	月　日 午前･午後　時　分		月　日 午前･午後　時　分		
	月　日 午前･午後　時　分		月　日 午前･午後　時　分		
	月　日 午前･午後　時　分		月　日 午前･午後　時　分		
	月　日 午前･午後　時　分		月　日 午前･午後　時　分		
	月　日 午前･午後　時　分		月　日 午前･午後　時　分		
	月　日 午前･午後　時　分		月　日 午前･午後　時　分		
	月　日 午前･午後　時　分		月　日 午前･午後　時　分		

別表⑦　避難所ペット登録台帳

避　難　所　名	七里ガ浜小学校

No.	飼育者氏名	住所		電話番号
	種類	性別 オス　・　メス	特徴（毛色等）	体格
	名前	入所日時 月　日 午前・午後　時　分	退所日時 月　日 午前・午後　時　分	備考（避難受付No.）
No.	飼育者氏名	住所		電話番号
	種類	性別 オス　・　メス	特徴（毛色等）	体格
	名前	入所日時 月　日 午前・午後　時　分	退所日時 月　日 午前・午後　時　分	備考（避難受付No.）
No.	飼育者氏名	住所		電話番号
	種類	性別 オス　・　メス	特徴（毛色等）	体格
	名前	入所日時 月　日 午前・午後　時　分	退所日時 月　日 午前・午後　時　分	備考（避難受付No.）
No.	飼育者氏名	住所		電話番号
	種類	性別 オス　・　メス	特徴（毛色等）	体格
	名前	入所日時 月　日 午前・午後　時　分	退所日時 月　日 午前・午後　時　分	備考（避難受付No.）

別表⑧　健康状態チェックシート

改訂

健康状態チェックカード（例）

当日の体調を記入し、受付に渡してください。

氏名

◆体調について

・発熱はありますか	はい・いいえ
・息苦しさがありますか	はい・いいえ
・味や匂いを感じられない状態ですか	はい・いいえ
・咳やたんがありますか	はい・いいえ
・全身倦怠感がありますか	はい・いいえ
・嘔吐や吐き気がありますか	はい・いいえ
・下痢が続いていますか	はい・いいえ

◆肺炎球菌ワクチンの接種について

・肺炎球菌のワクチンを接種していますか	はい・いいえ・不明

救急処置マニュアル

平成27年10月版
（参考：消防庁資料）

七里ガ浜小学校ブロック自主防災委員会

出血・火傷

1. 切りキズなどによる出血

キズの手当ては、1.出血を止める（止血）、2.細菌の侵入を防ぐ、3.痛みをやわらげる、という3つのことを意識しながら行おう。

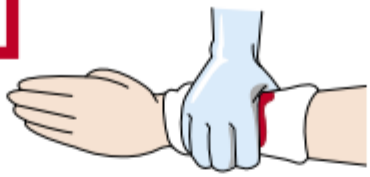

応急手当

1. 出血しているところを完全におおえる大きさの清潔なガーゼや布でやや強く押さえ、止血する。
2. 患部を清潔に保ち、包帯などを巻く。
3. じかに血液にふれないようにビニール・ゴム手袋を利用する（スーパーの袋などでもよい）。

2. やけど

応急手当

1. 水道水などのきれいな流水で患部を十分に冷やす。
2. 水ぶくれは破らないようにする。
3. 消毒ガーゼかきれいな布を当て、包帯をする。

注意！

※キズ、やけどの場合、やたらに医薬品を使うのはやめよう。

※キズ口に直接、わたやチリ紙を当てないようにしよう。

※キズややけどがひどい場合は、病院でみてもらおう。

骨折

3. 骨折

★骨折のみかた

- 激しい痛み
- はれたり変形している
- 冷や汗がでたり、寒気がする
- さわってみると骨がずれている
- キズ口から骨のはしが出ている

応急手当

1. 出血している場合は、その手当てをする。
2. 副子を当て、痛くない位置で固定する。副子は骨折部分の上下の関節より長くする。
3. 骨がつき出しているときは、その上に清潔なガーゼか布を当て、シーツなどでくるむ。

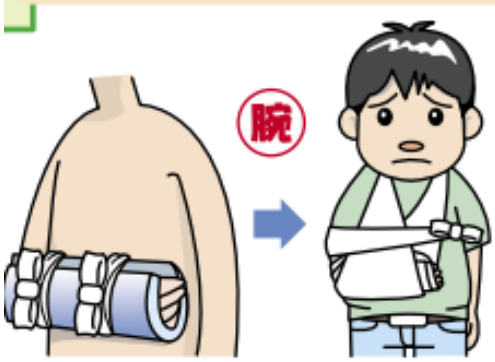

1. 骨折しているところに副子を当て、その上下を固定する。
2. 三角きんでつったあと、さらに胸部に固定する。

固定のしかた

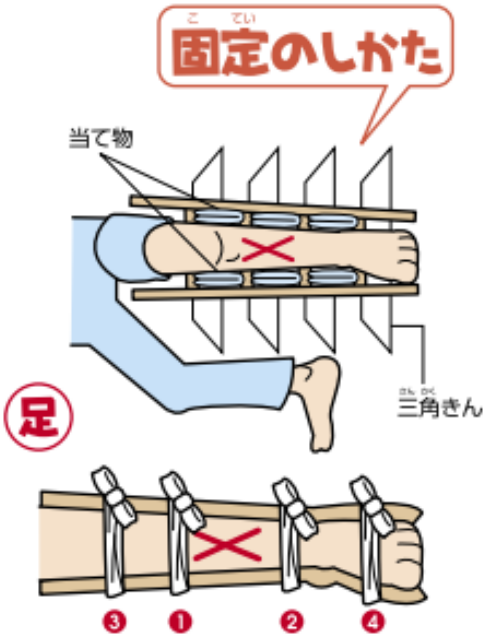

1. 骨折しているところの両側から、副子を当てる。
2. 関節が動かないよう、1～4の順番に固定する。

★副子とは？

棒や板、かさ、ステッキ、段ボール、新聞紙・雑誌（かたく折り曲げる）、毛布などで、骨折部分を動かないように固定できるもの。

注意！

※骨折したところはしっかり固定して動かさないようにする。
※骨がとび出している場合でも、元に戻さない。また、キズ口は洗わないこと。
※固定が強すぎると血の流れが悪くなり、危険な場合もあるので注意する。
その観察のためにも、指先や足先が見えるようにしておく。

ねんざ

4. ねんざ

❶三角きん1枚を用意し、たたみ、中央を足のうらに当てる。

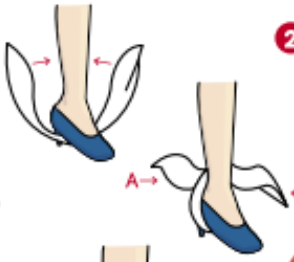

❷三角きんの両はしを足首のうしろに引き上げて交差させる。

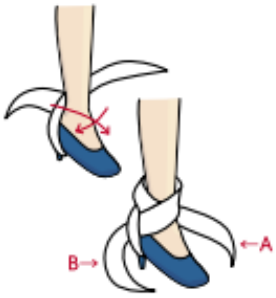

❸三角きんの両はしを足の甲の方に回し、足首で交差させ、両はしをかかととななめにまいた三角きんの内側に通す。

❹三角きんの両はしを足首の前で結ぶ。

応急手当

1. 患部は冷やす。
2. くつはそえ木のかわりになるので、ぬがないでその上から三角きんや布などで固定する。

知ってると便利！ ★応急担架のつくり方

動けない人を運ぶときは、衣類や毛布を使って、応急担架をつくります。

❶ 上着を活用

図のように2本の棒に上着を通します。

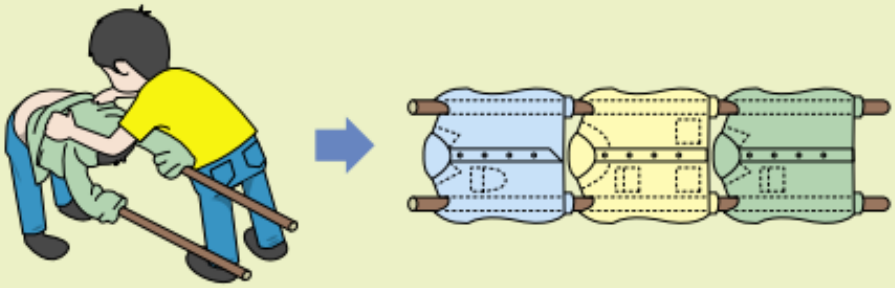

❷ 毛布を活用

毛布の1/3のところに棒を置いて、毛布をおり返してつくります。

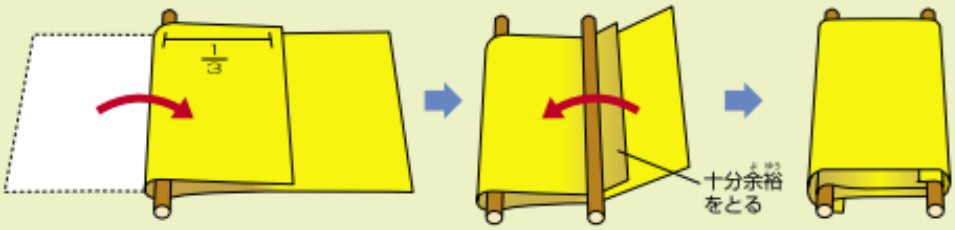

呼吸の確保

❶周囲の安全確認

たおれている場所が安全かどうかを確認し、危険な場所ならば安全な場所に移動する。

❷反応の確認

肩をたたきながら、できるだけ耳もとの近くで「わかりますか」などと呼びかける。

❸協力してくれる人を求める

反応がない場合には、すぐに「誰か来てください」と大声で助けを求めて、救急車を呼んでもらったり、AED を持ってきてもらう。

❹呼吸の確認

胸から腹のあたりが動いているか 10 秒以内で見て、普段どおりの呼吸があるか確認する。

❺胸骨圧迫

❶胸のまん中に手を重ね、垂直に体重をかけ、胸が少なくとも5cm沈み込むように、1 分間に少なくとも 100 回の早さで 30 回圧迫します。

❷沈んだ胸が元の位置に戻るように圧迫を解除します。

❻人工呼吸（※ためらわれる場合は胸骨圧迫のみ行ってください。）

❶あご先を持ち上げながらひたいを後方に押し下げ、頭をそらして気道を確保し、親指と人差し指で、鼻をつまみ鼻の孔をふさぎます。

❷大きく口をあけて、胸の上がりが見える程度の量の息を、約 1 秒かけ静かに 2 回吹き込みます。

❼胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ

胸骨圧迫 30 回と人工呼吸 2 回の組み合わせを絶え間なく、続けて行います。

AEDの使用方法

❽AED

❶AED が到着したら、まず電源を入れます。

❷音声メッセージにしたがって、電極パッドを胸に貼ります。

❸電気ショックの必要性を AED が判断します。心電図解析中は誰も傷病者に触れないようにします。

❹ショックが必要な場合、誰も傷病者に触れていないことを確認したら、「ショックボタンを押してください」という音声指示にしたがって、点滅しているショックボタンを押します。

❺ショックを実施した後、直ちに胸骨圧迫から心肺蘇生を再開します。